

## 特定看護師(仮称)に関する

### 日本看護倫理学会の見解

\* 「特定看護師(仮称)の考え方(試案)」(平成 23 年 6 月 28 日 チーム

医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ 座長:有賀

徹)の内容に対して、現状では**反対**である。

\* ただし、JANA「役員会で検討した問題点」については、異存ない。

#### 検討経緯

日本看護倫理学会では、2010 年 8 月に、特定看護師(仮)問題についての学会としての見解をまとめ、JANA(日本看護系学会協議会) に提出した。その後も継続審議とされていたこの問題に対して、改めて 2011 年 8 月の JANA 緊急集会において上記見解を提出した。本学会としての基本姿勢は 2 回の検討経緯の中でも変更はない。以下に今回(2011 年 8 月)の検討経緯を記す。

2011.8.27 本学会評議委員会にて理事会からの提案・報告を受け検討し、本学会の見解案をとりまとめた。

2011.8.28 本学会総会にて会員に報告し、承認を受けた。なお、既に開始されている特定看護師(仮)の教育(特に実習の状況)に関わる現場からの意見として、教育内容などに危うさを感じていたところから、倫理学会として「反対」の意見表明することは重要であるとの発言があった。

#### 「試案」内容への反対理由

\* 患者の尊厳と権利を守るという看護師の役割を果たすことが困難になる。

看護には、患者の尊厳と権利を守るという重要な役割がある。この役割は、医療の侵襲性や医療提供に伴う権利侵害といった負の側面があることを認識し、特に「診療の補助」行為の遂行に際しては、患者に善(利益)となるかという観点から検討し、はじめて果たすことができる。今回示された「試案」が実施された場合、「特定行為を実施する看護師」は、看護の立場で患者の尊厳や権利を守るというより、医師の補完役として「特定行為」を実施することに关心が向けられる可能性が大きく、患者の最善の利益を守るために拒否することを担保する立場ではなくなることが懸念される。

**\* 侵襲的医行為を、教育を受けない一般の看護師が「具体的指示」のもとに実施することを認めるのは「医療安全の確保」と矛盾する**

「試案」では、様々な箇所で医療安全の確保が強調されている。それゆえ教育を受け認証を受けることの必要性をうたっているはずであるにもかかわらず、現在少数ではあるが実践しているからという理由だけで、十分な教育を受けないままに一般の看護師が「具体的指示」の下に実施することを認めるのは、大きな矛盾である。「医療安全を確保できる十分な体制が整備された状況において」と限定しているように見えながら、実質このような体制をどう確認するのか、現在実施されている少数施設の状況はどうなのか、大きな疑問が残る。

**\* 目的、位置づけ、教育等であいまいな点が多く、患者や現場の混乱が予想され、患者の良いケアを受ける権利が損なわれる恐れがある。**

専門看護師、認定看護師とは別の、しかも業務・名称の独占はないが厚生労働大臣の認証は受け、カリキュラムも2年や8ヶ月というばらつきが見られ、曖昧で説得力に欠け一貫性のない点が目立っている。大学院修士課程での専門看護師教育課程や、日本看護協会が認める6ヶ月の認定看護師教育課程との関連は不明で、カリキュラムの内容(具体的なイメージ)は示されていても、教育機関や教育スタッフ等の体制等において、疑問点が多い。「見える化」を図るとしているが、名称・業務内容も明確でなく、看護師であるはずだが医師のような仕事をする人、という受け止めにならざるを得ない。

**\* 倫理的な実践に不可欠な、看護師の独立性、自律性が脅かされる。**

特定医行為の実施に関する権限の範囲については、全くといってよいほど言及がない。もっぱら医師の指示のあり方が議論されており、「包括的指示」であっても医師が指示の適切性についての責任を負うという考え方が示されており、実施についての看護師の判断や関連する処方権、裁量権については全く言及されていない。「具体的指示」に至っては、「医行為を実施する際に伴う様々な判断(実施の適否や実施方法等)について、指示を受けた者が裁量的に行う必要がないよう、できるだけ詳細な内容をもって行われる」指示であるとして、看護判断や裁量を制限するものと解釈できる。しかし、列挙されている侵襲的医行為を実施する際に、患者の心身の反応の変化、実施中の状態変化等が起こらないはずではなく、実施している看護師の判断・裁量なしでは安全な実施は望めるはずもない。以上のことから、今回の試案は、患者の尊厳、権利を守る倫理的実践に不可欠な看護の独立、自律の獲得を目指してきた看護の歴史に逆行するものであると言わざるを得ない。

**看護の役割拡大は重要である。しかしそれは、今回の試案にあるようにもっぱら侵襲性の高い医行為の実施という方向ではなく、JANA の提言にある「ケアとキュアの融合」の方向での役割拡大こそ、国民・患者の期待に応えるものではないかと考える。**